

# 大牟田市狭あい道路整備等促進事業の手引き

大牟田市 都市整備部 建築住宅課・土木管理課

令和5年10月

## 1. 制度の概要について

狭あい道路は、私たちが日常生活を行う上で、交通上や安全上の問題があるばかりでなく、緊急時や災害時において緊急車両の乗り入れが出来ないなど、消防・救急活動に大きく支障をきたします。

市ではこれらの課題を解消するため、「大牟田市狭あい道路整備等促進事業」において、建築物の建築行為を行う際、市へ後退用地等（セットバック及び隅切り用地）を寄附されることを条件に、「測量・分筆・登記」に要する費用の一部について、補助金の交付を行います。

## 2. 対象となる狭あい道路について

次の（１）及び（２）に該当する狭あい道路に接道している場合に対象となります。後退用地等を、市へ寄附されることが条件となりますが、後退用地等について境界確定が出来ない場合は、市は寄附を受けることが出来ません。

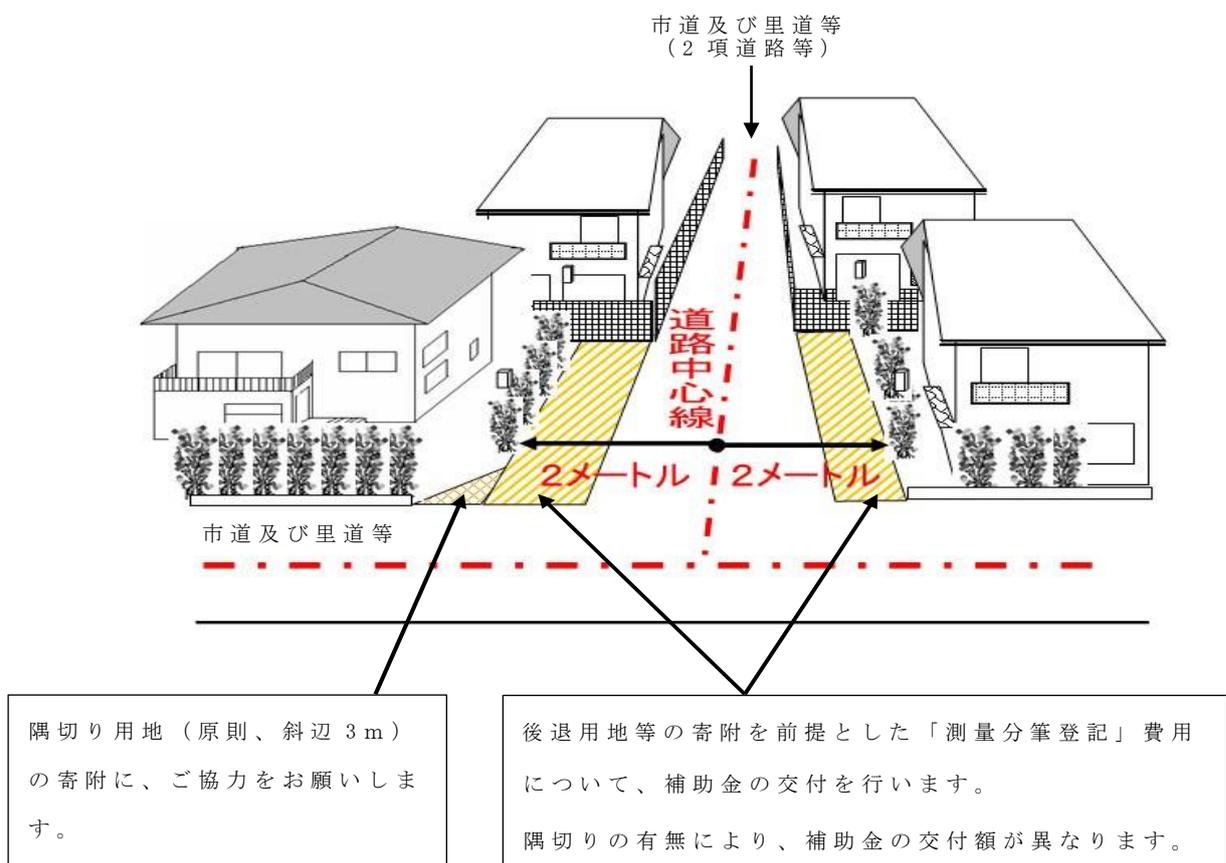
（１）市が管理する市道又は法定外公共物（里道等）となる道路

（２）建築基準法第４２条第１項第５号道路、同条第２項道路、同法第４３条第２項第２号の許可の対象となる道路等

※市道・法定外公共物（里道等）については、土木管理課でご確認ください。

※建築基準法上の道路種別については、建築住宅課でご確認ください。

### 狭あい道路整備等促進事業のイメージ



### 3. 補助対象となる事業について

補助金の交付対象は、以下のとおりです。

ア 建築物の建築行為に伴う後退用地等

イ 現に建築物の建築行為が行われている後退用地等

ウ 建築物の建築行為が行われた既存の後退用地等（法第6条の規定による建築確認済証及び法第7条の規定による検査済証の交付を受けたもの）

ただし、次に該当する場合は対象となりません。

- ・ 建築物の建築を伴わないセットバック（露天駐車場、露天資材置場等）
- ・ 建築基準法第42条第1号第5号に規定する道路の位置の指定を伴う事業を行う場合
- ・ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する許可を受けて開発行為を行う場合
- ・ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業を施行する場合

※対象となる事業の詳細については、建築住宅課までお問い合わせください。

### 4. 補助金交付について

(1) 次が申請に必要な条件となります。

- ・ 事前協議（変更協議）が終了し、事前協議確認書（変更協議確認書）を取り交わしていること。

(2) 次が請求に必要な条件となります。

- ・ 事前協議確認書（変更協議確認書）に基づき後退用地等が施工され、後退用地等に係る寄附採納願及び完了実績報告等について、市の確認を受けたもの。
- ・ 建築物の建築に係る敷地の境界を全て確定し、後退用地等の分筆及び所有権以外の抵当権の抹消ができているもの。

### 5. 補助金について

補助金の対象内容及び補助金上限額については、以下のとおりです。

| 補助金対象      | 補助金上限額               | 備考               |
|------------|----------------------|------------------|
| 土地登記に要する費用 | 隅切りが無い場合<br>300,000円 |                  |
|            | 隅切りが有る場合<br>400,000円 | 隅切りは、原則、斜辺3mとする。 |

・ 土地登記とは、後退用地等（セットバック及び隅切り用地）を大牟田市に寄附するために、必要な測量と境界杭の設置や地積測量図の作成及び分筆登記に関する一連の作業に要した費用です。

・ 本事業は、予算の範囲内において交付を実施します。

## 6. 後退道路用地整備について

後退用地等の寄附採納及び所有権移転登記完了後、翌年度に、市で予算の範囲内において市内一円の道路整備を実施します。

原則、舗装工事（路盤工及び表層工）のみの道路整備となります。

## 7. 補助対象外の行為について

後退用地等における次の行為は、補助の対象外です。

### (1) 支障物件の撤去等

後退用地等にある建築物及び工作物（空洞ブロック、擁壁、門、塀、フェンス、看板等）の撤去、立木植栽の伐採若しくは電柱等の移設を行うこと。

### (2) 埋設物の移設等

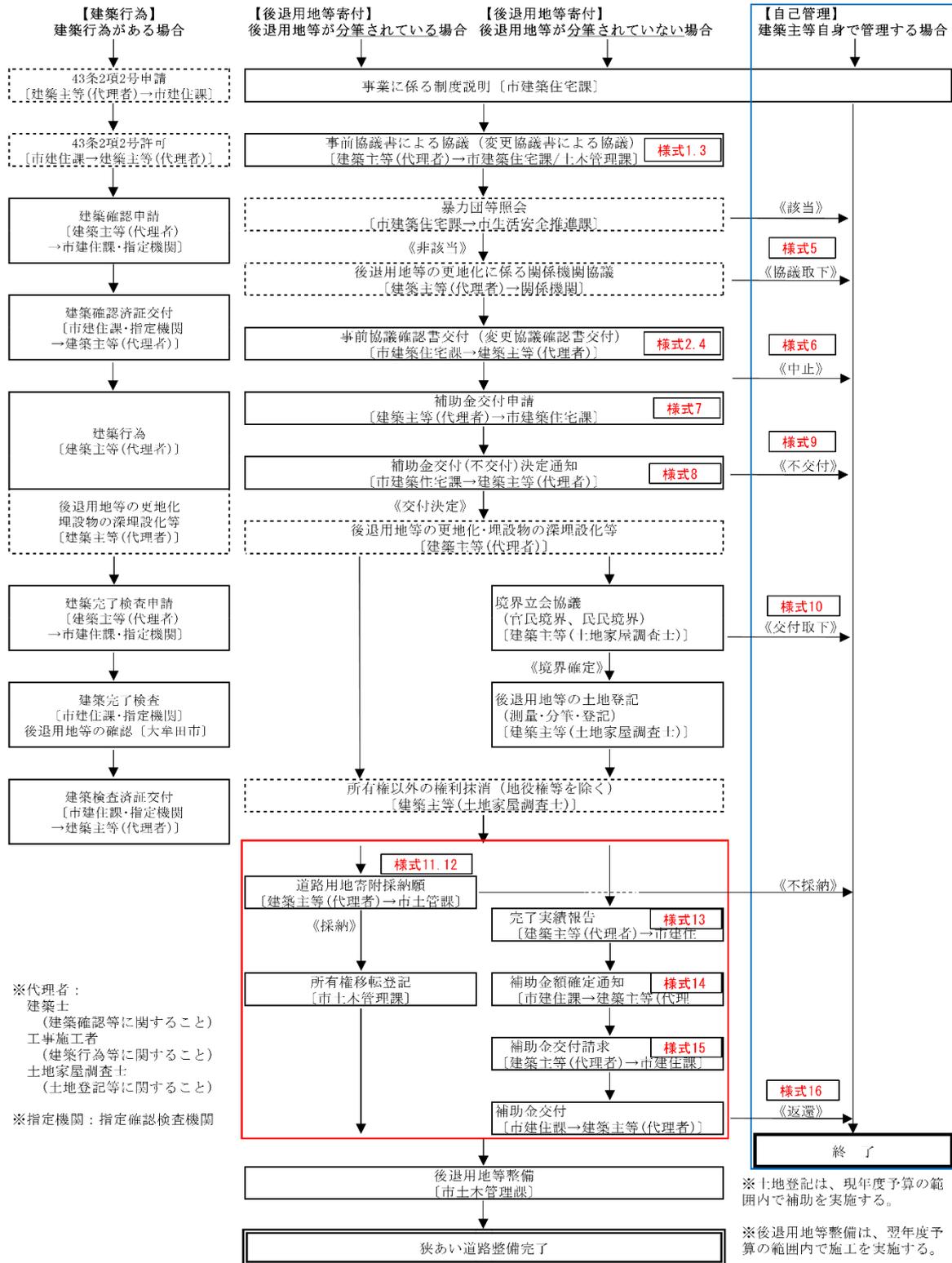
後退用地等にある上水道給水施設、下水道排水施設、又はガス供給施設等について、埋設物の深埋設化、汚水桝の耐圧化、メーターボックス（量水器）及び宅内桝の建築物敷地への移設等を行うこと。

## 8. 補助交付申請様式について

市ホームページに、様式を掲載しています。また、市窓口（建築住宅課）において、書面の配布が可能です。

| 様式     | 図書名                     |
|--------|-------------------------|
| 様式第1号  | 狭あい道路整備等促進事業事前協議書       |
| 様式第2号  | 狭あい道路整備等促進事業事前協議確認書     |
| 様式第3号  | 狭あい道路整備等促進事業変更協議書       |
| 様式第4号  | 狭あい道路整備等促進事業変更協議確認書     |
| 様式第5号  | 狭あい道路整備等促進事業協議取下申出書     |
| 様式第6号  | 狭あい道路整備等促進事業中止申出書       |
| 様式第7号  | 狭あい道路整備等促進事業補助金交付申請書    |
| 様式第8号  | 狭あい道路整備等促進事業補助金交付決定通知書  |
| 様式第9号  | 狭あい道路整備等促進事業補助金不交付決定通知書 |
| 様式第10号 | 狭あい道路整備等促進事業補助金交付取下申出書  |
| 様式第11号 | 狭あい道路整備等促進事業道路用地寄附採納願   |
| 様式第12号 | 登記原因証明情報兼承諾書            |
| 様式第13号 | 狭あい道路整備等促進事業完了実績報告書     |
| 様式第14号 | 狭あい道路整備等促進事業補助金額確定通知書   |
| 様式第15号 | 請求書                     |
| 様式第16号 | 狭あい道路整備等促進事業補助金返還命令書    |
| 別紙1    | 誓約書兼照会承諾書               |
| 任意様式   | 委任状                     |

# 9. 狭あい道路整備等促進事業の流れ



※代理者：  
 建築士  
 (建築確認等に関すること)  
 工事施工者  
 (建築行為等に関すること)  
 土地家屋調査士  
 (土地登記等に関すること)  
 ※指定機関：指定確認検査機関

**【問合せ先関係機関】**  
 大牟田市都市整備部建築住宅課指導担当《制度全般》  
 大牟田市都市整備部土木管理課管理担当  
 大牟田市企業局水道課工務担当  
 大牟田市企業局下水道課管理担当  
 大牟田ガスリビング(株) (大牟田市)  
 九州電力(株)送配電大牟田配電事業所(大牟田市)  
 (株)NTTフイードテクノ福岡設備部(福岡市)

電話 0944-41-2797  
 電話 0944-41-2788  
 電話 0944-41-2843  
 電話 0944-41-2844  
 電話 0944-55-6333  
 ※市と事業者間で、協議します。

※土地登記は、現年度予算の範囲内で補助を実施する。  
 ※後退用地等整備は、翌年度予算の範囲内で施工を実施する。

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

・ 制度全般に関すること

大牟田市 都市整備部 建築住宅課 指導担当

電話 0944-41-2797、ファクス 0944-41-2795

・ 寄附採納願、所有権移転登記、道路整備に関すること

大牟田市 都市整備部 土木管理課 管理担当

電話 0944-41-2788、ファクス 0944-41-2795